

古事類苑

帝王部四

帝號

帝號ハ天皇ヲ尊崇スルノ號ニシテ、吾邦ノ語ニテ稱スルアリ、漢字ノ音ニテ稱スルアリ、漢字ノ熟語ニ吾邦ノ語ヲ填ツルアリ、上表服御行幸ニ稱スルアリ、又統治ヲ以テ稱スルアリ、地位ヲ以テ稱スルアリ、系統ノ所出ヲ以テ稱スルアリ、直ニ神ヲ以テ稱スルアリ、所在ヲ以テ稱スルアリ、支那ノ故事ヨリ出ヅルアリ、佛語ヲ用キルアリ、以上ハ皆尊崇ノ言ナリ、或ハ自稱ニ出デ、帝號ト爲ルアリ、一人ノ如キ是ナリ、サテ此帝號ハ、令ニ依ルニ自ラ等級アリ、例ヘバ上表等ノ文ニ、天子天皇等ヲ平出トシ、乘輿車駕等ヲ闕字トスルガ如シ、

總載

〔令義解六儀制〕天子、祭祀所稱、謂告于神祇、稱爲天子、凡自天子至車駕、皆是書記所用、至風、稱、皇帝、華夷所稱、華、謂華夏也、夷、夷狄也、言王者詔誥於陛下、上表所稱、太上天皇、讓位帝所稱、乘輿、服御所稱、以名之、假如乘輿、御馬、乘輿、御食、乘輿、御書、等之類也、與車駕、行幸所稱、

〔八雲御抄三下〕帝王、やすみしる、すべらき、すべらき、おほき、みた、い、ふ、王、を、あ、き、つ、神、を、申、也、わ、が、す、べ、ら、き、の、つ、け、た、り、又、す、べ、ら、き、は、神、に、し、ま、せ、ば、大、や、け、て、よ、め、り、ひ、じ、り、の、こ、も、よ、め、り、す、べ、ら、き、の、神、の、宮、人、ま、さ、き、か、づ、ら、な、ご、も、よ、め、り、

〔簾中抄唐名〕帝王、御、聖代也、在萬葉、

天子 皇帝 主上 天皇 陛下 至尊 聖朝 聖上 聖主 聖皇 國家 朝廷 一人 明